

電子契約事業者説明会 質問への回答

番号	参加日	参加方法	質問内容	回答
1	8月26日	会場	共同企業体（JV）の場合の手続き方法はようになりますか。	JVの場合、共同企業体用の電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を使用し、全ての構成企業の確認者を記入していただきます。発注者側で全社の確認者を送信ルートに設定し、順番（代表者→構成員1→構成員2…）に確認いただくことで、電子契約書には全社の確認者の電子署名が付与されます。
2	8月26日	会場	工事契約の場合、条項、仕様書、図面など契約書類が膨大な量になるが、一式で送付されますか。	契約1件につき一式で確認依頼が送付されます。なお、ファイル数は1つのファイルにまとめられている場合と、条項、仕様書、図面など種類ごとに複数に分かれている場合とあります。
3	8月26日	会場	議会案件の仮契約でも同じ手続きになりますか。	基本的には同じです。 ただし、議会承認後の通知はクラウドサインではなく、別途行うこととなります。
4	8月26日	会場	説明会資料とは別に操作マニュアルを作成する予定はありますか。	クラウドサインの操作方法はヘルプセンター等で確認してください。また、クラウドサインの受信者用マニュアルを三重県HP「建設業のための広場」内に掲載します。
5	8月26日	会場	契約書内容に誤りがあり、同意せずに却下した場合はどうなりますか。	発注機関へ契約書内容に誤りがあったことを電話、メール等でご連絡ください。再度手続きを行います。
6	8月26日	WEB	契約事務担当者は省略可とのことですが、1人のみの確認でもよいですか。	お見込みのとおり、1人のみの確認でもよいです。
7	8月26日	WEB	契約書受領時に受け取っていた監督員通知等もクラウドサイン上で頂けるのでしょうか。	監督員選任通知書はクラウドサインではなく別途交付いたします。電子契約の導入に伴い監督員選任通知書への押印を廃止しますので、手交に限らず電子メール等でも送付可能となります。
8	8月26日	WEB	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書に電子契約サービスを「希望しません」を選択することができますが、10月1日以降もこれまで通り紙媒体で契約することは可能でしょうか。	可能です。電子契約を希望しない場合は紙媒体での契約となります。
9	8月26日	WEB	委託業務の場合、メールアドレス確認書の提出のタイミングは落札決定後でしょうか。 提出先はどこに明記されていますでしょうか。 提出方法はメールのみでしょうか。 提出期限の日数の決まりはありますかでしょうか。	建設工事関係の委託業務の場合は入札時、物件関係の委託業務の場合は開札後、落札資格の確認時に提出いただけます。 建設工事関係の場合は電子入札システムにて入札書提出時に添付、物件関係の場合は提出方法や提出期限について発注機関から指示いたします。
10	8月26日	WEB	契約書のPDFデータの作成及びクラウドサインへのアップロードは発注者側で行われるのでしょうか。 契約書の日付は、契約書の内容確認の際に記載されていますでしょうか。それとも、契約予定日と確認期限の日が提示され、それまでに処理を行う形でしょうか。	契約書データのPDF化及びアップロードは発注者側で行います。 契約書の日付について、建設工事関係の場合は契約書の内容確認の際に契約書鑑に記載されています。記載された日付までに契約手続きが完了するよう可能な限り速やかに契約書の確認をお願いいたします。 物件関係の場合は契約書への日付の記載はなく、受注者及び発注者で電子署名を行った後にクラウドサイン上で付与されるタイムスタンプの日付が契約日となります。契約予定日等は発注機関からお示しいたします。
11	8月27日	会場	合意締結証明書はクラウドサインに登録しないとダウンロードできませんか。	お見込みのとおりです。フリープランへの登録でもダウンロード可能です。
12	8月27日	会場	合意締結証明書がないと契約の有効性を担保できないのでしょうか。	電子署名が付されたPDFファイルが契約書原本であるため、合意締結証明書は必須ではありません。何らかの用途で契約書を印刷したものが必要となるとき、印刷したものは写しであり合意締結の証しがないため、契約の合意がなされたことを証明するために合意締結証明書を用います。
13	8月27日	会場	経営事項審査において契約書を提示する際の対応はどうなりますか。	契約書を紙媒体で提出する場合は案件名、契約額、契約者名などがわかる契約書及び契約に合意したことがわかる合意締結証明書を紙出力したものを提示してください。 契約書を電子媒体で提出する場合は電子署名が付されたPDFファイルを添付してください。
14	8月27日	会場	電子帳簿保存法に罰則はありますか。	無いものと思われませんが、詳細は国税庁等にご確認ください。
15	8月27日	会場	クラウドサインへの登録は必須ですか。	必須ではありません。合意締結証明書をダウンロードしたい際には登録が必要となります。
16	8月27日	WEB	契約締結後、契約書に誤字等の軽微な誤りが判明した場合の対応はどうなりますか。	訂正の覚書及び修正した契約書を改めてクラウドサインで交わすこととなります。詳細は発注機関にご確認ください。
17	8月27日	WEB	共同企業体（JV）の場合の契約手続きはどうなりますか。	番号1と同じ。
18	8月27日	WEB	利用意向確認書に記載する事務担当者で最終確認者のメールアドレスは同じでもよいですか。	同じメールアドレスは設定できないため、その場合は事務担当者の記載を省略し最終確認者1名のみの記載としてください。
19	8月27日	WEB	契約書以外の書類についてはどうなりますか（工程表、着工報告など）。メールでの提出は可能ですか。	従来通り紙資料で提出いただいても、電子メール等により電子媒体で提出していただいても構いません（契約書条項の改正により、原則書面によることとしていた通知等の行為について電磁的方法によることを可能としています）。詳細は発注機関にご確認ください。
20	8月27日	WEB	落札確認書は今までと別の方法でいただけるのか。	落札確認書等は電子メール等で送付することを想定しています。

番号	参加日	参加方法	質問内容	回答
21	8月27日	WEB	・契約時に提出する書類（工程表等）の扱いは？ ・実績証明としての契約書の写しはPDFをプリントしたもので良いか？ ・各市町との契約も電子契約とするよう指導いただきたい。	・番号19と同じ。 ・PDFファイルを印刷したものに加え、必要に応じて合意締結証明書を添付してください。 ・各市町には意見交換の機会等を通じて適宜情報提供を行います。
22	8月27日	WEB	契約書以外の必要書類は別途、発注者様の方へ持参したらいいですか。	番号19と同じ。
23	8月27日	WEB	経審などの時に提出する契約書は、PDFをコピーしたものでいいのでしょうか？合意締結証明書が必要になるのでしょうか。	番号13と同じ。
24	8月27日	WEB	三重県との随意契約や企画提案コンペの際の契約書はこれまで通り紙契約と考えて良いですか。	建設工事関係においては随意契約等についても電子契約の対象です。物件関係においては原則として三重県電子調達システム（物件等）により調達した案件が電子契約の対象であるため、それ以外はこれまで通り紙契約となる予定ですが、案件によっては電子契約の対象となることもあります。
25	8月28日	会場	合意締結証明書はクラウドサインに登録しないとダウンロードできませんか。	番号11と同じ。
26	8月28日	WEB	電子契約した契約の変更が紙で発行されることはあるのでしょうか。（契約日を遡っている案件があるため。タイムスタンプは遡れないと思うので）	当初契約を電子で締結した案件の変更契約を紙で締結することはありえますが、システム障害その他のやむを得ない事情による場合を除き、電子契約対象案件について紙契約に限定することはありません。
27	9月9日	会場	保証会社等に契約保証をしてもらうのに契約書が必要と思いますが、電子契約の場合、契約保証の手続きは契約後になりますか。	契約保証金の納付又は免除手続等の措置は、契約締結の前提条件であるため、事前に行う必要があります。 紙契約の場合も保証会社等に契約保証をしてもらう時点では受発注者が押印した契約締結済みの契約書は無いため、発注機関から交付する落札確認書等を証拠書類として保証がなされており、電子契約の場合も同様です。
28	9月9日	会場	保証会社によっては落札確認書のみでは保証してもらえないこともあり、当社が利用している保証会社の場合は①落札確認書②契約書の鑑③契約書の条項の3種類が必要です。そういった場合はどのように対応すればよいですか。	契約書の鑑については、電子契約の場合も紙契約の場合と同様に事業者側で作成（一部の発注機関では発注機関側で作成例などを提示し事業者側で作成）していただきますので、作成したものを保証会社等に提出等してください。契約書の条項については、三重県HP「建設業のための広場」に掲載しているものを使用してください。
29	9月9日	会場	1.クラウドサインから契約書の確認依頼メールが届き内容を確認して同意するとのことだが、紙に印刷して確認することは可能か。PC上で確認するしかないのか。 2.契約書の確認画面（ブラウザ）を一度閉じてしまって再度開くことは可能か。	1.契約書のPDFデータをダウンロードし、紙に印刷して確認することが可能です。 2.可能です。
30	9月9日	会場	契約書締結後、不備があった場合はどうするのか。	番号16と同じ。
31	9月9日	会場	電子メールアドレスはフリーメールアドレスでも可能か。	可能です。クラウドサインからのメールが受信できるように設定をお願いします（設定方法が分からない場合はヘルプセンターまでお問い合わせください）。
32	9月9日	会場	契約書以外の書類についてはどうなりますか（工程表、着工報告など）。	番号19と同じ。
33	9月9日	会場	共同企業体（JV）の場合の契約手続きはどうなりますか。	番号1と同じ。
34	9月9日	WEB	三重県として、他の自治体へクラウドサインを今後推奨していく予定はありますか（またはすでに推奨している、興味を持っている自治体はありますか）。是非県として他の市の自治体へ推奨していただきたい。	県内各市町には意見交換の機会等を通じて適宜情報提供を行います。
35	9月9日	WEB	1.業務委託も対象ですか。 2.下請契約を電子で行なった場合、どのような対応となりますか（印刷して提出？）	1.対象です。 2.施工体制台帳の添付書類として下請契約書の写しの提出が必要な場合等は、印刷した契約書と併せて契約に合意したことがわかる合意締結証明書を印刷したものを提出してください。
36	9月9日	WEB	1.クラウドサイン（フリープラン）では海外の企業との英語での契約書の締結でも対応可能でしょうか。 2.合意締結証明書の英語版も存在しますか。	1.フリープランではお使いいただけません。 参考） https://help.cloudsign.jp/ja/articles/992725 2.現状、存在しません。
37	9月9日	WEB	PDFが契約書になるとの事ですが、従来の契約書に比べて紛失しやすくなると思うのですが、紛失した場合はどうなるのでしょうか。	締結完了メールが残っている場合は、添付されている契約書データを再ダウンロードしてください。 締結完了メールが残っていない場合は、確認依頼メールの受信に利用したメールアドレスと同じアドレスでクラウドサインにアカウント登録（無料）を行うことで、クラウドサイン上で閲覧・再ダウンロードが可能となります。
38	9月10日	会場	経営事項審査において契約書を提示する際の対応はどうなりますか。	番号13と同じ。
39	9月10日	会場	契約書以外の書類についてはどうなりますか（工程表、着工報告など）。	番号19と同じ。

番号	参加日	参加方法	質問内容	回答
40	9月10日	会場	1.電子契約利用意向兼メールアドレス確認書の提出は応札時でしょうか。 2.確認書について「担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください」とのことですが、メールアドレスが1つしかない場合、担当者欄は空欄でもよいですか。	1.建設工事等の場合は入札時に電子入札システムにて提出し、物件の場合は落札資格の確認時に提出してください。 2.メールアドレスが1つしかない場合、担当者欄は空欄で結構です。
41	9月10日	WEB	東日本サービス等の前金・契約保証・建退共等の添付書類はどうなるのか	番号19、27、28を参照のこと。なお、電子契約の場合も電子保証に限らず紙証書等でも問題ありません。
42	9月10日	WEB	1.JVの業務委託地域維持型の入札時に、代表者だけでなく、全社のメールアドレス確認書が必要でしょうか。 2.メールアドレス確認書は、どこからダウンロードしたらよいですか。	1.番号1と同じ。 2.建設工事等については入札公告（PPI）に添付します。また、三重県HP「建設業のための広場」に掲載します。